



平成23年7月19日

各 位

会 社 名：株式会社エルクコーポレーション
代表者名：代表取締役社長 松本 啓二
(コード番号：9833 大証第二部)
問合せ先：取締役管理本部長 玉井 伯樹
(電話：06-6942-2309)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成23年8月9日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得について付議することを決議し、併せて、本臨時株主総会と同日開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に、全部取得条項に係る定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（以下、かかる定款変更案に係る本臨時株主総会における議案を「第1号議案」といいます。）

(1) 定款変更の理由

平成23年6月9日付当社プレスリリース「親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」等においてご報告申しあげておりますとおり、当社の親会社であるキヤノンマーケティングジャパン株式会社（以下「キヤノンマーケティングジャパン」といいます。）は、平成23年4月22日から当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成23年6月8日に終了しており、平成23年6月15日（本公開買付けの決済開始日）をもって当社普通株式5,480,112株（議決権数：54,801個、当社の総株主等の議決権の数に対する割合：96.73%）を保有しております。

平成23年4月21日付キヤノンマーケティングジャパンのプレスリリース「株式会社エルクコーポレーション株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、キヤノンマーケティングジャパンは、現在の厳しい業界環境下において、当社及びキヤノンマーケティングジャパンの事業のさらなる成長を実現するためには、キヤノンマーケティングジャパンが当社を完全子会社化し、資本関係を強化するとともに、相互の経営リソースを活用した強固な協業体制を早期に構築することが、両社の企業価値向上にとって有益であると判断するに至ったとのことです。

当社としても、平成23年4月21日付当社プレスリリース「キヤノンマーケティングジャパン株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」においてご報告申しあげておりますとおり、デロイトトーマツFAS株式会社から取得した株式価値算定書の内容及び弁護士法人北浜法律事務所の法的助言に基づき、本公開買付け終了後にキヤノンマーケティングジャパンが当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得するための手続を含めた一連の手続及び本公開買付け価格その他本公開買付けの諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本公開買付けは、当社の財務状況、事業環境等に照らして当

社の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、当社の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断しました。

当社は、本公開買付けが成功裡に終わったことに伴い、キャノンマーケティングジャパンから要請を受け、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、当社をキャノンマーケティングジャパンの完全子会社とするために、以下の①から③までの方法（以下「本定款一部変更等」と総称します。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、本議案の定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を188,970分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の各株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式188,970分の1株の割合をもって交付いたします。なお、キャノンマーケティングジャパン以外の各株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定であり、各株主様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

各株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をキャノンマーケティングジャパンに売却することを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の各株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に670円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

本議案は、本定款一部変更等のうち①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。また、これまで当社は、当社定款第7条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、100株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、本議案で設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本議案が承認可決された時点

で、その効力が生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 27,187,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 27,187,000株とし、<u>当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は27,186,900株、第6条の2に定める内容の株式(以下「A種種類株式」という。)</u>は100株とする。</p> <p style="text-align: center;">(A種種類株式)</p> <p><u>第6条の2 当社の残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)</u>又はA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。<u>A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の<u>普通株式の</u>単元株式数は、100株とし、<u>A種種類株式の</u>単元株式数は、<u>1株</u>とする。</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(種類株主総会)</p> <p><u>第16条の2 第12条第2項、第13条、第15条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（以下、かかる定款変更案に係る本臨時株主総会における議案を「第2号議案」といい、本種類株主総会における議案を「本種類株主総会議案」といいます。）

(1) 定款変更の理由

本議案は、第1号議案でご説明申し上げております本定款一部変更等のうち②を実施するものであり、第1号議案による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、第1号議案における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を188,970分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、キャノンマーケティングジャパン以外の各株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、第2号議案に係る定款変更については、本臨時株主総会において、第1号議案及び第3号議案（下記Ⅱにおいて定めます。）がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において本種類株主総会議案が原案どおり承認可決されることを条件として、また、本種類株主総会議案に係る定款変更については、本臨時株主総会において、第1号議案、第2号議案及び第3号議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。

また、本議案に係る定款変更の効力発生日は平成23年9月14日といたします。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

第1号議案に係る変更後の定款	追加変更案
(新設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第6条の3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u> <u>2 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を188,970分の1株の割合をもって交付する。</u>

Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件（以下、かかる全部取得条項付普通株式の取得に係る本臨時株主総会における議案を「第3号議案」といいます。）

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

第1号議案でご説明申し上げておりますとおり、当社としては、今般、キャノンマーケティングジャパンから要請を受け、各株主様のご承認をいただくことを条件として、本定款一部変更等を実施することといたしました。

本議案は第1号議案でご説明した本定款一部変更等のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに第1号議案及び第2号議案による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、第1号議案による定款変更に基づき設けられるA種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の各株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を188,970分の1株の割合をもって交付するものといたします。当該交付がなされるA種種類株式の数は、前記のとおり、

キャノンマーケティングジャパン以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となる予定です。

かかる各株主様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をキャノンマーケティングジャパンに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の各株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に670円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに第1号議案及び第2号議案による変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記（2）において定めます。）において、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の各株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を188,970分の1株の割合をもって交付するものといたします。

(2) 取得日

平成23年9月14日

(3) その他

本議案に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において第1号議案及び第2号議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において本種類株主総会議案が原案どおり承認可決されること、並びに第2号議案に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。なお、その他の必要事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止

本臨時株主総会において、第1号議案、第2号議案及び本議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において本種類株主総会議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、平成23年8月9日から平成23年9月8日まで整理銘柄に指定された後、平成23年9月9日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所において取引することはできません。

Ⅲ. 本定款一部変更等の日程の概要（予定）

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会開催日	平成23年8月9日（火）
種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成23年8月9日（火）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成23年8月9日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の基準日設定公告	平成23年8月10日（水）
当社普通株式の売買最終日	平成23年9月8日（木）
当社普通株式の上場廃止日	平成23年9月9日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の基準日	平成23年9月13日（火）
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	平成23年9月14日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成23年9月14日（水）

IV. 支配株主との重要な取引等に関する事項

上記「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件（第3号議案）」の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、本取得が支配株主との重要な取引等に該当することから、本取得の公平性を担保するために、上記「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件（第3号議案）」のとおり、A種種類株式の売却価格について、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に670円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております（本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として当社が講じた措置につきましては、平成23年4月21日付当社プレスリリース「キャノンマーケティングジャパン株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」においてご報告申しあげましたとおりです。）。

また、当社は、本公開買付け及び本取得を含む本公開買付け後の各手続によりキャノンマーケティングジャパンが当社を完全子会社化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）を行うことに関して、キャノンマーケティングジャパンと特別の利害関係を有さない者に該当する当社社外監査役の児玉実史氏から、本取引に係る手続の公正性並びに本取引の対価の公正性及び妥当性等を総合的に検討した結果、本取引に係る手続は公正であり、かつ、本取引の対価は公正かつ妥当であると認められるため、当社の取締役会が、本取引に関する決議を行うことは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の平成23年4月21日付意見書を入手しております。

なお、本公開買付けの成立に伴い、平成23年6月15日付で、キャノンマーケティングジャパンは当社の支配株主となりましたが、本日現在、当社は、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」については定めておりません。もっとも、当社といたしましては、上記のような措置を講じていることから、本取得は少数株主にとって不利益なものではないと考えております。

以 上